

(仮称) 浅草地区まちづくりビジョン策定支援等業務委託 仕様書

1 目的

浅草地区のまちづくりについては、平成19年6月の「浅草地域まちづくり総合ビジョン」策定以降、東京スカイツリーの開業やインバウンドの増加、さらに新型コロナウイルス感染症の影響等、取り巻く環境は大きく変化している。

そのため、令和4年度より、浅草地区におけるまちづくりの方針とその実現に向けた取組み等を示す新しい「(仮称)浅草地区まちづくりビジョン」(以下「新ビジョン」という)の検討を進めており、令和6年度中の策定を予定している。

また、新ビジョンの検討経過において、コロナ禍を経た近年のまちの変化を把握しながら、交通利便性の向上や市街地の老朽化、防災性の向上、来街者による歩行者空間の混雑等の課題に対し、適切かつ計画的な都市基盤の更新や空間再編に向けた検討が重要となってきた。

そこで、本業務では、新ビジョンの中間案・最終案の作成やそれに係る策定委員会・部会資料の作成支援等を行うとともに、基盤整備に向けた検討等や歩行者空間の充実につながる社会実験を実施し、新ビジョンの内容を深めることを目的とする。

2 対象区域

本委託の対象は、別添1に示す範囲のとおりとする。

3 委託内容

3-1 調査・検討

(1) 基盤整備に向けた検討

<東の回遊拠点検討エリアにおける基盤整備手法等の検討>

令和5年度に検討した基盤整備の方向性に関する議論を踏まえ、広場空間や歩行者空間の整備に向け、交通結節機能、防災機能等を高める観点から、公共空間とのつながりにおいて重要となる下記項目について、実現に向けた手法等をまとめる。なお、手法等のまとめに際しては、特に、隅田川・雷門等の原風景の再現を意識すること。

ア 地下空間のネットワーク(浅草3駅、雷門地下駐車場・新仲見世通り、隅田川を結ぶことを想定)

イ スーパー堤防整備に合わせた水辺と隣接するエリアの整備

(2) まちの変化に関する動向把握

コロナ禍の制約が解消されつつある近年のまちの変化を把握するため、既存の関連調査結果や区から提供する人流データ等も活用しながら、コロナ禍前と現在の動向をまとめる。

【特に留意するポイント】

ア 地区内の混雑の偏在状況

イ 来訪する外国人の属性等の変化

ウ 消費動向

(3) その他区に対する技術的支援

上記以外の専門的な助言及び関係者との協議資料の作成等の技術的支援を行う。

3-2 新ビジョンの策定及び策定委員会・各部会資料の作成支援

令和5年度までに実施した各種調査及び策定委員会・部会の資料や議論、並びに本業務で実施する調査（3-1 調査・検討）の結果を十分に踏まえ、新ビジョンの中間案及び最終案を経て、新ビジョンの作成支援を行う。

なお、新ビジョンは、本編と検討に使った資料をまとめた資料編（別冊）からまとめるものとする。

(1) 新ビジョンの中間案の作成

これまでの策定委員会や部会等で議論したまちの将来像や論点等（ウォークブル・景観・公民連携・基盤整備の方向性）、区が提供する検討素材（論点のうち、観光・防災・水辺・地域力）等を踏まえ、新ビジョンに記載する各論点の内容をまとめた本編の中間案を夏頃までに作成し、関係者と調整の上、令和6年9～10月開催予定の策定委員会および部会にて報告する。各論点の構成は別添2の通りである。

また、区が別途検討している新ビジョンのコンセプト等については、区から提供されたデータを構成に取り入れるものとする。

なお、本編は、別途編集・デザインを予定しているため、中間案を区の指定するデータ形式で提出し、その後生じた修正は、その都度対応するものとする。

(2) 新ビジョンの最終案の作成

策定委員会及び部会の意見やパブリックコメントを踏まえ、最終案を作成する。

(3) 策定委員会及び部会の開催支援

策定委員会開催に必要となる資料の作成及び印刷を行う。

【会議予定と議題案】

7月	まちづくり部会	水辺・防災・観光の課題解決の方向性
8月	基盤整備部会 策定委員会	水辺・防災・観光に必要な基盤整備 各部会の総括
9月	まちづくり部会	中間案に対する意見
10月	基盤整備部会 策定委員会	中間案に対する意見 中間案に対する意見
12～1月		パブリックコメント実施
1月	策定委員会（部会合同開催）	最終案に対する意見

【印刷部数】

策定委員会	2回（印刷部数	各回50部程度）
策定委員会（部会合同開催）	1回（印刷部数	100部程度）
部会	4回（印刷部数	各回30部程度）

(4) その他、方針決定に当たり必要となる基礎資料の作成

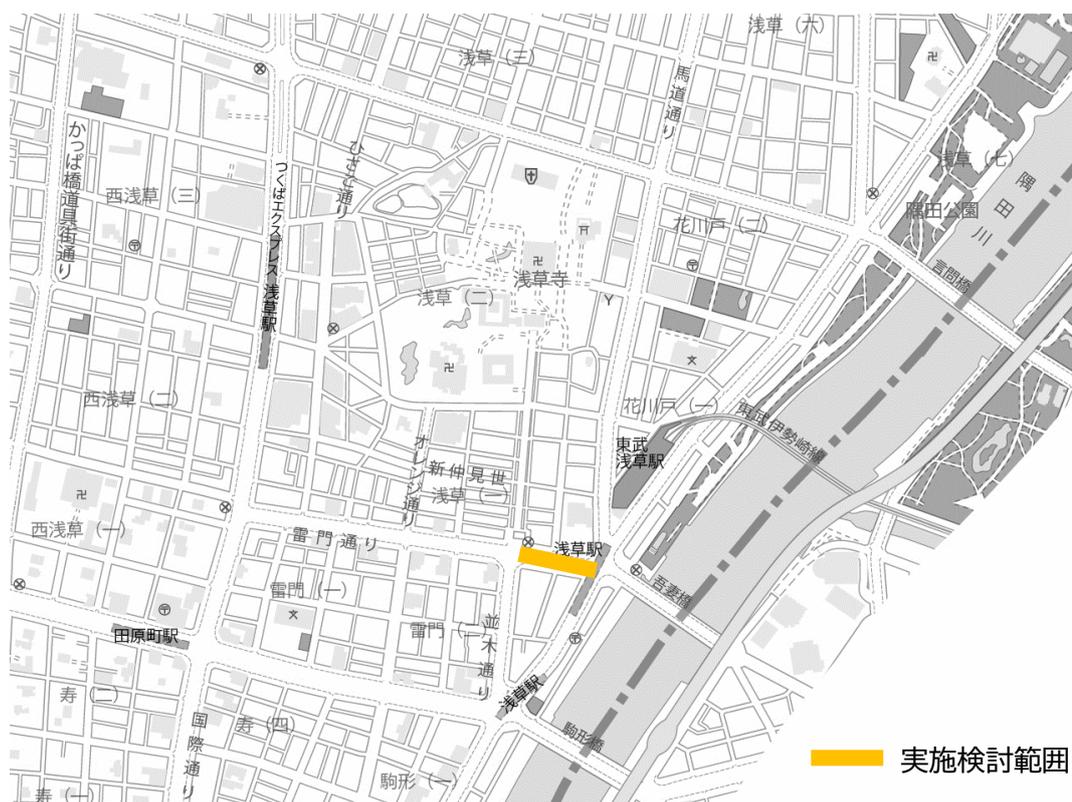
論点等の検討に追加で必要となる資料や関係機関との調整に要する資料等を作成する。

3-3 新ビジョンのための社会実験の実施

浅草駅周辺において不足する歩行者空間を拡張する手法についての社会実験を実施する。

本業務では、区の指定する道路（延長100m程度）において、全幅を歩行者用の空間として道路空間の再構築を行うこととし、交通流動の変化の把握、ビジョン策定機運の向上、ビジョンの実現性の検証の3点を目的とする。特に、事業計画段階や事業実施段階での障害については、その過程を詳細に記録、整理する。なお、歩行者空間の必要性については、本業務3-1において整理がなされているものとする。

【実施検討範囲】



※図示する範囲を原則とする。

(1) 社会実験の実施

区が実施する関係機関との協議結果を踏まえ、時期・期間については詳細が確定した段階で、区が指示する。本仕様における安全対策については別添3の通りとする。

(2) 社会実験の周知の支援

社会実験を区内回覧板により周知するための資料を作成・印刷する(8000部程度を想定)。地元説明会の案内資料を作成・印刷の上、個別配布する(1500戸程度を想定)。そのほか、区内外の事業者や来訪客への周知のため、開催中の状況や成果等に関するウェブ、SNS等の発信用コンテンツを作成する。それぞれの具体的な内容は区と協議すること。

3-4 雷門通りにおける社会実験の効果検証

(1) 調査分析

ア 交通環境の変化・影響調査

交通環境について、下記内容を把握するため、調査分析する。また、別添4の交通状況等調査箇所も参照すること。あわせて、区から提供する令和5年度の自動車交通量等調査データも参考にすること。

- ・社会実験実施箇所における混雑状況の変化
- ・周辺地域への回遊性の変化
- ・周辺における車両の混雑状況の変化
- ・荷捌き車への影響
- ・人力車・自転車への影響
- ・その他

イ 満足度調査

地域や来街者の満足度を把握するための調査を実施する。アンケート調査を想定しているが、調査方法、内容、時期及び対象については、区と協議すること。

3-5 雷門通りにおける次期社会実験案の作成

(1) 次年度実験案の作成

策定するビジョン案に基づき、次年度の案について、9月頃までに作成すること。なお、社会実験は過年度より計画的、段階的に進めているものであることから、今年度の結果を踏まえる必要はない。

4 打合せ等

本業務の実施に当たり、適切かつ円滑に実施するために受託者と区は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すとともに、その内容についてその都度記録簿を作成し、相互に確認しなければならない。なお、打合せは事前、中間4回、最終を標準とする。

5 成果品

(1) (仮称) 浅草地区まちづくりビジョン策定支援等業務委託報告書

(社会実験に関わる報告書含む) 製本10部

(2) (仮称) 浅草地区まちづくりビジョン策定支援等業務委託報告書概要版

(社会実験に関わる報告書含む) 製本50部

(3) 新ビジョン 入稿用データ（本編、資料編）

加工可能なデータ形式及び PDF データ

(4) 上記成果物の電子データ

CD-R等 2部

・Microsoft Office 及び Adobe Acrobat、shape 形式を使用すること。

・地図に関連するデータを含むものについては、GIS データとして提出を行うものとする。

6 履行期限

本委託の期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

但し、策定委員会や庁内各種会議等での説明に必要な資料は、適宜提出するものとする。

7 履行場所

台東区役所都市づくり部地域整備第二課（区役所5階⑥番窓口）
東京都台東区東上野四丁目5番6号

8 支払い

業務終了後、受託者の請求に基づき、一括で支払うものとする。

9 提出書類

(1) 主任技術者の届出（経歴書を添付）。なお、主任技術者は本業務を行うのに必要な経験と能力を有するものでなければならない。

(2) 着手届（工程表を添付）

(3) 実施計画書（調査手順、調査方法の詳細、調査事項の細目、その他調査の実施に必要な事項等を記載）

(4) 完了届

10 貸与品

受託者は、貸与品について、常にその管理状況を明らかにし、契約期間満了後においては速やかに区に返却しなければならない。

11. その他

(1) 費用負担

本契約に関する全ての費用は受託者の負担とする。

(2) 軽微な変更

業務内容及び業務方法に変更が生じた場合には、区は受託者に対して、事前に協議のうえ実施するものとする。

(3) 報告及び打合せ

作業の報告及び打合せは、作業の進捗状況に応じて行うこと。また、記

録の整理は受託者が行い、区が指示したときは提出すること。

(4) 会議資料等の提供

受託者は区と協議の上、各種会議のために必要な資料を作成し提出すること。

(5) 手直し

業務が完了し、成果品の引き渡し後、内容に不備不完全が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。

(6) 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈及び本業務の施行の細目については、区と協議すること。

(7) 注意事項

ア 受託者は、成果物の著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）の外、第2章第3節第3款に規定する権利（著作権）を区に無償で譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関し、区の同意なく著作権法第2章第3節第2款に規定する公表権等の権利（著作者人格権）を行使しないものとする。

すでに公表されているものを除き、本件受託にあたって知り得た全ての情報は、本区に帰属するものであり、漏洩の防止その他適切な管理を行わなければならない。また、本区の事前の同意なしには、何人に対しても情報提供を行ってはならない。ただし、適用法令、行政官庁または裁判所の命令等により開示が要求される場合は、この限りではない。

ウ 受託者は、本調査で知り得たすべての情報について守秘義務を負うものとする。

エ 受託者は、当該資料等を、区の承認を得ずに公表、貸与、又は使用等してはならない。

オ 受託者は、調査に当たり経歴書を添付し、主任技術者の届出を行うこと。

カ その他、本仕様書に定めのない提出書類等は、「東京都台東区工事施行規程」、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」による。

(8) ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

ウ できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒

子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(9) 障害者差別解消法の遵守について

本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

(10) 道路交通法等の遵守について

本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用に努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。

(11) 印刷用紙等の古紙配合率及び白色度の基準

本契約の履行に当たって、古紙配合率が高く、白色度の低いものの使用に努めること。印刷物には可能な限り古紙配合率を表示すること。

(12) カラーユニバーサルデザインへの配慮

本契約の履行に当たって、台東区カラーユニバーサルデザインガイドラインを確認のうえ、より多くの人にとって利用しやすい配色を行うこと。また、文字についても、より多くの人にとって読みやすい大きさ及び書体（ユニバーサルデザインフォント等）を使用するよう努めること。

12 担当

台東区都市づくり部地域整備第二課 板谷・嶋田・中村・所

電話 03-5246-1366

FAX 03-5246-1359